

新型コロナウイルス感染防止に係る上陸審査の状況（令和2年8月5日～8月10日）

1. 特段の事情が認められ上陸を許可した者

(1) 特段の事情が認められ上陸を許可した者

ア 国籍・地域別

国籍・地域	新規入国	再入国	合計
中国	27	420	447
韓国	25	187	212
ベトナム	14	139	153
台湾	3	138	141
米国	54	78	132
ブラジル	5	116	121
フィリピン	4	71	75
タイ	9	46	55
パキスタン	0	49	49
英国	29	20	49
その他	103	355	458
合計	273	1,619	1,892

※国籍・地域は標記期間における上位10か国である。

イ 在留資格別

		新規入国	再入国	合計
入管法 別表第1	高度専門職	2	11	13
	経営・管理	1	39	40
	技術・人文知識・国際業務	0	97	97
	企業内転勤	0	4	4
	介護	0	0	0
	特定技能	0	2	2
	技能実習	0	8	8
	短期滞在	75	0	75
	留学	0	182	182
	家族滞在	28	194	222
	その他	82	132	214
小計	188	669	857	
入管法 別表第2	永住者	0	611	611
	日本人の配偶者等	76	162	238
	永住者の配偶者等	2	36	38
	定住者	7	141	148
	小計	85	950	1,035
合計	273	1,619	1,892	

注意

1. 特段の事情による入国者には「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」（令和2年6月18日新型コロナウイルス感染症対策本部）に基づく入国、「国際的な人の往来の再開等」（令和2年7月22日新型コロナウイルス感染症対策本部）の1に基づく入国及び、個別の事情に応じて特段の事情があるものとして上陸を許可したものが含まれる。
2. 「中国」には香港、マカオを含む。
3. 「高度専門職」は「高度専門職1号イ」、「高度専門職1号ロ」、「高度専門職1号ハ」及び「高度専門職2号」の合計である（以下同じ）。
4. 「技能実習」は「技能実習1号イ」、「技能実習1号ロ」、「技能実習2号イ」、「技能実習2号ロ」、「技能実習3号イ」及び「技能実習3号ロ」の合計である（以下同じ）。
5. 「特定技能」は「特定技能1号」及び「特定技能2号」の合計である（以下同じ）。

(2) (1)のうち、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置

ア 国籍・地域別

国籍・地域	新規入国	再入国	合計
タイ	0	0	0
ベトナム	0	1	1
合計	0	1	1

イ 在留資格別

		新規入国	再入国	合計
入管法 別表第1	高度専門職	0	0	0
	経営・管理	0	0	0
	技術・人文知識・国際業務	0	1	1
	企業内転勤	0	0	0
	介護	0	0	0
	特定技能	0	0	0
	技能実習	0	0	0
	短期滞在	0	0	0
	特定活動	0	0	0
	小計	0	1	1
	入管法 別表第2	永住者	0	0
日本人配偶者		0	0	0
永住者配偶者		0	0	0
定住者		0	0	0
小計		0	0	0
合計	0	1	1	

注:「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」（令和2年6月18日新型コロナウイルス感染症対策本部）に基づく入国

(3) 乗員上陸許可者数

米国	1,354
フィリピン	770
インド	326
オランダ	126
カナダ	105
フランス	93
インドネシア	86
ドイツ	74
ミャンマー	70
ロシア	69
その他	619
合計	3,692

※国籍・地域は標記期間における上位10か国である。

2. 特段の事情が認められず上陸を許可しなかった者

上陸を拒否した者	上陸申請を取り下げた者	合計
1	17	18